

○農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後（新）	現 行（旧）
<p>第2 定義</p> <p>1 この要綱において、「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。 (1)・(2) (略) (3) 大規模災害（2の要件として農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由をいう。以下同じ。）の発生前までに借り入れた既往債務のうち、当該大規模災害に起因して弁済が困難となることが見込まれる債務の履行に必要な資金又は当該資金及び農業経営の改善に必要な資金の併せ貸し（農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たすものに限る。<u>ただし、当該借入者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受けている者に限る。）</u></p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 農業信用保証保険基盤強化事業補助金の交付事業 (1) 被災農業者等支援対策 本事業は、基金協会が、別表に掲げる対象要件を満たす農業近代化資金等の債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初から5年間免除するため、当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費について、当該基金協会に対し国の予算の範囲内で次に定めるところにより、補助金を交付するものとする。<u>ただし、本事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者であることとする。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）</p>	<p>第2 定義</p> <p>1 この要綱において、「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。 (1)・(2) (略) (3) 大規模災害（2の要件として農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由をいう。以下同じ。）の発生前までに借り入れた既往債務のうち、当該大規模災害に起因して弁済が困難となることが見込まれる債務の履行に必要な資金又は当該資金及び農業経営の改善に必要な資金の併せ貸し（農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たすものに限る。）</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 農業信用保証保険基盤強化事業補助金の交付事業 (1) 被災農業者等支援対策 本事業は、基金協会が、別表に掲げる対象要件を満たす農業近代化資金等の債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初から5年間免除するため、当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費について、当該基金協会に対し国の予算の範囲内で次に定めるところにより、補助金を交付するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）</p>

本事業は、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金等について、基金協会が実質無担保無保証人で債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初15年間軽減するため、農業者等の実質負担である無担保無保証人の場合に適用される保証料を担保又は保証人を徴求する場合に適用される保証料に引き下げるために必要となる保証料差額相当を補助する。ただし、本事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者であることとする。

①～③ (略)

第4 事業実施計画の提出

1 第3の2の事業を行おうとする基金協会は、毎事業年度、事業開始前までに別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、地方農政局長（北海道農業信用基金協会にあっては農林水産省経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 (略)

第6 事業実施計画の変更

1 第3の2の事業を行う基金協会は、第4の事業実施計画に重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ別記様式第4号による事業実施変更計画書を地方農政局長に提出しなければならない。

2 前項の「重要な変更」は、補助金の増又は30%を超える減を伴う事業内容の変更とする。

3 1の規定により事業実施変更計画書を地方農政局長に提出した基金協会は、信用基金にその写しを遅滞なく提出するものとする。

第8 交付金及び補助金の管理

1・2 (略)

3 信用基金は、前項の収入及び支出についての証拠書類について整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。このうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

4～6 (略)

7 基金協会は、前項の収入及び支出について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第3条第4号に基づき、その支出内容の

本事業は、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金等について、基金協会が実質無担保無保証人で債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初15年間軽減するため、農業者等の実質負担である無担保無保証人の場合に適用される保証料を担保又は保証人を徴求する場合に適用される保証料に引き下げるために必要となる保証料差額相当を補助する。

①～③ (略)

第4 事業実施計画の承認

1 第3の2の事業を行おうとする基金協会は、毎事業年度、事業開始前までに別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、地方農政局長（北海道農業信用基金協会にあっては農林水産省経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 (略)

第6 事業実施計画の変更

1 第3の2の事業を行う基金協会は、第4の事業実施計画に重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ別記様式第4号による事業実施計画変更承認申請書を地方農政局長に提出して承認を受けなければならない。

2 前項の「重要な変更」は、補助金の30%を超える増減の事業内容の変更とする。

3 1の規定により事業実施計画変更承認申請書を地方農政局長に提出した基金協会は、信用基金にその写しを遅滞なく提出するものとする。

第8 交付金及び補助金の管理

1・2 (略)

3 信用基金は、前項の収入及び支出についての証拠書類について整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

4～6 (略)

7 基金協会は、前項の収入及び支出について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第3条第4号に基づき、その支出内容の

証拠書類について第3の2の各事業ごとに区別して整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。このうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

8 (略)

別記様式 第1号 (第4関係)

(中略)

農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱第4の規定に基づき、下記のとおり事業を実施したいので提出する。

記

1. 第3の2の(1)の事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画

(単位：件、円、%)

		資金	融資 機関	件 数	債務保証 引受 (見込)額	債務 保証 平均 残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a) × (b)	備考	他事業 による 保証料 助成を 受けて いない こと等 の確認
大規模 災害	対象 災害名 〇〇年度 の引受									

証拠書類について第3の2の各事業ごとに区別して整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

8 (略)

別記様式 第1号 (第4関係)

(中略)

農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱第4の規定に基づき、下記のとおり事業を実施したいので承認を申請する。

記

1. 第3の2の(1)の事業

(1) (略)

(2) 事業実施計画

(単位：件、円、%)

		資金	融資 機関	件 数	債務保証 引受 (見込)額	債務 保証 平均 残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a) × (b)	備考	(新設)	
大規模 災害	対象 災害名 〇〇年度 の引受										

対 災 災 害 名	○ ○ 年 度 の 引 受									
計										
合 計										

(注1) ~ (注5) (略)

(注6) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受け取れないことが確認できた場合、○を記載すること。

(以下略)

別記様式 第3号 (第5の2関係)

(中略)

1. 第3の2の(1)の事業

(1) 事業の実績

(単位：件、円、%)

資金	融資 機関	件 数	債務保証 引受額	債務 保証 平均 残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a) × (b)	備考	他事業 による 保証料 助成を 受けて いない こと等 の確認

対 象 災 害 名	○ ○ 年 度 の 引 受									
計										
合 計										

(注1) ~ (注5) (略)

(新設)

(以下略)

別記様式 第3号 (第5の2関係)

(中略)

1. 第3の2の(1)の事業

(1) 事業の実績

(単位：件、円、%)

資金	融資 機関	件 数	債務保証 引受 (見込)額	債務 保証 平均 残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a) × (b)	備考	(新設)

大規模災害	対象災害名	○																		
		○																		
		○																		
		○																		
計																				
大規模災害以外	対象災害名	○																		
		○																		
		○																		
		○																		
計																				
合計																				

(注1)～(注9) (略)

(注10) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受け取れないことが確認できた場合、○を記載すること。

(2)・(3) (略)

2. (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) 事業の実績

(単位：件、円、%)

資金	融資機関	件数	債務保証引受	債務保証平均	無担保保証	有担保保証	補助金相当額	備考	他事業による
----	------	----	--------	--------	-------	-------	--------	----	--------

大規模災害	対象災害名	○																		
		○																		
		○																		
		○																		
計																				
大規模災害以外	対象災害名	○																		
		○																		
		○																		
		○																		
計																				
合計																				

(注1)～(注9) (略)

(新設)

(2)・(3) (略)

2. (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) 事業の実績

(単位：件、円、%)

資金	融資機関	件数	債務保証引受	債務保証平均	無担保保証	有担保保証	補助金相当額	備考	(新設)
----	------	----	--------	--------	-------	-------	--------	----	------

		額	残高 (a)	料率 (b)	料率 (c)	(a) × ((b)- (c))	保証料 助成を 受けて いない こと等 の確認
対 災 災 害 名	○ ○ 年 度 の 引 受						
計							
合 計							

(注1) ~ (注6) (略)

(注7) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けられないことが確認できた場合、○を記載すること。

(以下略)

別記様式 第4号 (第6の1関係)

○ ○ 年度 農業信用保証保険基盤強化事業実施変更計画書
(被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

(中略)

年 月 日付け 第 号で提出した本事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱第6の1の規定

		額	残高 (a)	料率 (b)	料率 (c)	(a) × ((b)- (c))	保証料 助成を 受けて いない こと等 の確認
対 象 災 害 名	○ ○ 年 度 の 引 受						
計							
合 計							

(注1) ~ (注6) (略)

(新設)

(以下略)

別記様式 第4号 (第6の1関係)

○ ○ 年度 農業信用保証保険基盤強化事業実施計画変更承認申請書
(被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

(中略)

年 月 日付け 第 号で承認の通知があった本事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱第6

に基づき提出する。

記

1. 第3の2の(1)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

(単位：件、円、%)

			資金	融資 機関	件 数	債務保証 引受 (見込)額	債務 保証 平均 残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a) × (b)	備考	他事業 による 保証料 助成を 受けて いない こと等 の確認	
大規模 災害	対象 災害名	○										
		○										
		○										
		○										
計												
大規模 災害以外	対象 災害名	○										
		○										
		○										
		○										
計												

の1の規定に基づき承認を申請する。

記

1. 第3の2の(1)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

(単位：件、円、%)

			資金	融資 機関	件 数	債務保証 引受 (見込)額	債務 保証 平均 残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a) × (b)	備考	(新設)	
大規模 災害	対象 災害名	○										
		○										
		○										
		○										
計												
大規模 災害以外	対象 災害名	○										
		○										
		○										
		○										
計												

合 計										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注1)～(注8) (略)

(注9) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けられないことが確認できた場合、○を記載すること。

(3) (略)

2. (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

(単位：件、円、%)

	資金	融資機関	件数	債務保証引受(見込)額	債務保証平均残高(a)	無担保保証料率(b)	有担保保証料率(c)	補助金相当額(a)×((b)-(c))	備考	他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認
○年度の引受										
計										

合 計										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注1)～(注8) (略)

(新設)

(3) (略)

2. (略)

3. 第3の2の(3)の事業

(1) (略)

(2) 変更後事業実施計画

(単位：件、円、%)

	資金	融資機関	件数	債務保証引受(見込)額	債務保証平均残高(a)	無担保保証料率(b)	有担保保証料率(c)	補助金相当額(a)×((b)-(c))	備考	(新設)
○年度の引受										
計										

合 計								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

(注1)～(注5) (略)

(注6) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けられないことが確認できた場合、○を記載すること。

(以下略)

別表

- 1 (略)
- 2 (令和3年4月1日からの基金協会の保証契約締結に係るもの)

対象要件	補助対象期間
<u>1 農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの</u>	(略)
<u>2 農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの</u>	保証当初5年間

合 計								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

(注1)～(注5) (略)

(新設)

(以下略)

別表

- 1 (略)
- 2 (令和3年4月1日からの基金協会の保証契約締結に係るもの)

対象要件	補助対象期間
農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	(略)
(新設)	(新設)

附 則 (令和4年3月31日3経営第3146号)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2の1の(3)の規定の改正に係る部分については、令和4年6月1日から施行する。
- 2 信用基金及び基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。